

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第3期募集 法律科目試験問題

行政法

平成25年1月27日（日） 13:00～15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は2枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、問いに答えなさい。(配点：40点)

Y市役所の職員Xは、休日に自分の自動車を運転し時速80キロメートル制限の道路を時速145キロメートルで走行した事実により、警察に摘発された。このことは地元で大きく報道され、住民や市議会議員から批判の声が十数件寄せられた。事態を重く見たY市当局は、市長名でXを停職1ヶ月とする懲戒処分を発した(本件処分)。

Xとしては、速度超過を反省しつつも、公務外のことであり事故被害も生じていないことからすると処分が重過ぎるのではないかと不満に思っている。そのことは懲戒手続の中で主張したが、実際に発せられた本件処分は、Y市が定めている「懲戒処分の指針」に照らしても一層重いものであった。

Yの立場から、本件処分の適法性を主張しなさい。X側から予想される違法性の主張を踏まえて論じること。なお、懲戒処分の手続は適正に行われたものとする。

[参考条文]

○ 地方公務員法(貸与六法にも掲載されている)

27条1項 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

27条3項 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

29条1項 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 (略)

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

○ Y市「懲戒処分の指針」より抜粋

(3) 無免許運転、速度超過等の交通法規違反

ア 無免許運転をした職員は、停職又は減給とする。

イ アの場合において、他人の物を損壊する交通事故を起こしてその後の事件防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

ウ 著しい速度超過をした職員は、次の区分に従い、停職、減給、戒告、訓告又は嚴重注意とする。

a 時速70キロメートル以上の速度超過 減給(公務中の場合は停職)

b 時速50キロメートル以上70キロメートル未満の速度超過 戒告
(公務中の場合は、減給)

c 時速30キロメートル以上(高速道路にあっては、時速40キロメートル以上)50キロメートル未満の速度超過 訓告(公務中の場合は、戒告)

d 高速道路における時速30キロメートル以上40キロメートル未満の速度超過 嚴重注意(公務中の場合は、訓告)

エ その他、悪質な交通違反をした職員は、停職又は減給とする。

以上